

第6章

計画の推進に向けて

1 継続的な計画の推進

地域福祉の推進にあたっては、地域住民、事業者、市社協、市などによる継続的な取組が重要であり、地域福祉施策の進行及び計画を推進する体制を整えます。

(1) 計画の周知

本計画の内容を広く市民に周知するとともに、庁内や関係機関などと連携しながら、施策の総合的な推進を図り、地域における支援サービス基盤の整備を進めます。

(2) 個別の施策や事業の評価

個別の施策や事業について担当部署で進捗管理と分析及び評価を行い改善していくとともに、地域福祉推進市民会議による進捗状況の評価を行うことで施策を推進していきます。

(3) 市民アンケートによる成果指標の確認

成果指標の達成状況を図るため、市民アンケートを実施し、市民意識・実態等の把握を行います。

(4) 地域福祉推進市民会議による進行管理

本計画の策定にあたっては、策定委員会によって、地域が抱える生活課題の抽出を行い、その解決のための取組について検討してきました。今後は、地域福祉推進市民会議を設置し、計画の進捗状況を確認していくこととします。

(5) 地域コミュニティ会議による進行管理

17 地区社協ごとに地域コミュニティ会議を開催し、計画の周知や地域における活動の状況を確認するとともに、地域に根差した活動を支援していきます。

2 多様な主体との連携

計画の推進にあたっては、市民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、市社協、市などが、各々の役割と責任を果たしながら、連携・協力することにより、取り組んでいきます。

(1) 市民の役割

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、市民一人ひとりが主体的に考え行動し、つながりをつくり、見守り、支えあいを実践することが必要です。

(2) 地域の役割

地域における見守り、支えあい活動を進めていくとともに、地域の課題を解決するため、住民、地域の団体、行政との連携強化を進め地域福祉活動の活性化につなげます。

(3) 民生委員・児童委員の役割

地域での様々な相談に応じ、身近な相談役になるとともに、必要な支援につなげるなど、行政や関係機関へのつなぎ役として重要な役割を果たします。

(4) ボランティア・NPOなどの役割

行政、関係機関と連携することで地域の多様なニーズに対応する福祉サービスの提供を行います。

(5) 福祉関係事業者の役割

誰もが住み慣れた地域で自立した暮らしが送れるよう、より有効な福祉サービスの提供を進め、事業やサービスの充実を図ります。

(6) 各務原市社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う中心的な団体であり、地域の見守り、支えあい活動を通じた地域課題の抽出、課題解決に向けて市民とともに地域、関係機関・団体などとの連携を図り、地域福祉推進の体制を整備します。

また、地区社協においては、住民自らが考える機会、話し合う場を設け、明らかとなった地域の生活課題の解決に向け、各種団体などで構成されるネットワークの強みを生かし、住民主体の福祉活動を計画し取り組みます。

(7) 市の役割

少子高齢化の進行、核家族世帯、単身世帯の増加といった社会的問題に対応するとともに、多様化・複雑化する地域の課題解決のため、市民主体の地域福祉活動を目指す市社協との連携の強化や相談窓口の充実と連携を図り、本市の地域福祉施策を推進します。

